

第2章

スポーツと法

スポーツに事故はつきものであり、指導者が法律上の責任を問われることもある。セクシュアル・ハラスメントや暴力行為などモラルにかかわる問題も同様であることを、具体的な判例などと共に学ぶ。

- 1 スポーツ事故における
スポーツ指導者の法的責任
- 2 スポーツと人権

◆ 執筆者

高島 秀行 (高島総合法律事務所)

高木 宏行 (高木総合法律事務所)

1 スポーツ事故における スポーツ指導者の法的責任

スポーツは、傷害の危険を伴い、事故が発生しやすい。

スポーツ事故に関する危機管理手法（リスクマネジメント）を学び事故を抑止し、被害を最小限度にとどめる手法を学ぶ。スポーツ基本法は、外傷だけでなく、障害の予防も規定しており、障害の予防についても留意しなければならない。

また、民事・刑事の基礎知識を学び、不幸にしてスポーツ事故に遭遇したときの法的責任に関し理解する。

1 危機管理体制の整備 (リスクマネジメント)

1) スポーツ事故

事故とは、社会生活の中で予期しない突発的な出来事により人や物に損害が発生することである。「スポーツ事故」とは、スポーツ活動をなす過程において突然人や物に発生する損害ということとなる。

スポーツ事故を分類すると、まず、スポーツ活動中の事故、スポーツ活動外の事故が考えられる。スポーツ活動外の事故には、練習に向かう際の事故、試合に遠征する際の移動中の交通事故（ex.マイクロバスからの転落事故）、合宿中のハイキングの事故（ex.谷川岳鉄砲水事故）等がある。

スポーツ活動中の事故も、事故態様により次のように分けられる。

- 参加者自身による事故…準備運動不足によりアキレス腱を切る
- 参加者同士による事故…参加者同士の衝突、ケンカによるケガ
- 施設・道具による事故…体育館の床が抜けた、道具のひび割れによりケガ
- 指導者の計画による事故…暑いときに水分を取らずに長時間の練習による熱中症
- 参加者以外の第三者による事故…マラソン競技中に第三者が介入し衝突
- 参加者以外の第三者が被害者…打球が観戦者に当たる

2) スポーツ事故における リスクマネジメント

リスクマネジメントとは、一般的には、危機管理手法、すなわち、リスク（危機）をコントロールし最小限に抑制する方法という意味で使用されている。

その内容をより具体化すると

- ① 将来生じるかもしれない事故・紛争やトラブル等不幸な事態によってもたらされる精神的・経済的損失を未然に回避する手法
- ② 危機を回避できないまでも、次善の策として被害の拡大を防止し、軽減する手法
- ③ 既に発生してしまった紛争・トラブルについて、有効かつ効率的な対処をなす手法である。

これらをスポーツ活動における事故について当てはめると、

- ① スポーツ事故を回避する手法
- ② 事故が回避できなかったときは次善の策として被害の拡大を防止し、軽減する手法
- ③ 事故が発生してしまったときに紛争・トラブルを有効かつ効率的に解決をする手法ということとなる。

スポーツは、参加者が、道具を利用したり、自己の身体的能力を活用したりして行うものであり、どんなに注意を尽くしてもケガ等の事故は避けることができない。これを、スポーツには「内在する危険」があるという。

スポーツ事故を回避するための安易かつ消極的な安全対策は、この「内在する危険」から逃れる方法として、スポーツ自体を辞めてしまうことである。しかし、それではスポーツの持つ社会的意義は失われてしまうし、ス

スポーツを望みながらスポーツを拒否することとなり自己矛盾となってしまう。

スポーツには「内在する危険」があるが、予防しなければならない危険と予防することができない危険とがある。たとえば、野球でいえば、投手が打者に対し投球を当ててしまうデッドボールは予防することはできない。しかし、ヘルメットをかぶることにより、大事故に至る危険は予防できるのである。

そこで、スポーツを楽しむための積極的な安全対策は、スポーツには危険が伴うことを十分認識した上で、過去の経験、知識などから危険を予見し、いかにすれば事故の発生を防げるか、事故の被害を小さくできるか、具体的な方策を取るということである(図1)。

事故を回避する方法としては、下記に述べる安心できるスポーツ環境の構築が挙げられる。事故の被害の拡大を防止し、軽減する方法としては、応急処置、人命救助などを行うことであることはいうまでもない。被害者が未成年のときは保護者への連絡等も必要となる。事故が発生し紛争・トラブルになってしまったときは訴訟ということになるケースもあるが、日ごろから安全対策に十分配慮することの他に、仲間・父母後援会の信頼を得ておくことなどが大きな紛争となることを防ぐこととなる(紛争に対処する6つの指針)。

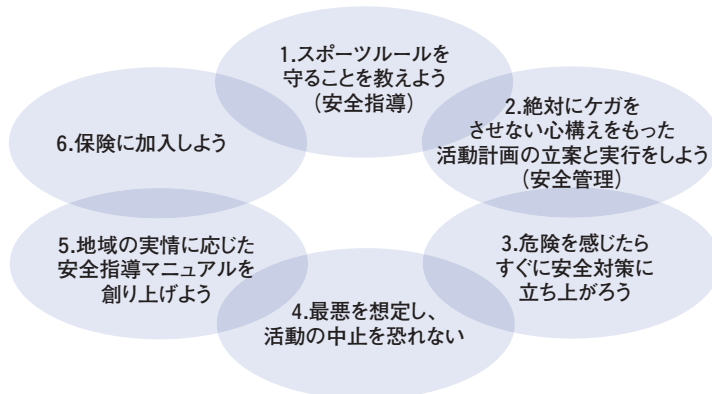
●紛争に対処する6つの指針

- 1 人命救助など果たすべきことをまず果たす
- 2 事故の事実関係を把握する
- 3 先例を学ぶ
- 4 説得と論証
- 5 仲間・父母後援会の信頼を得る
- 6 自己の行動に正しいという確信を持つ

3) 安心できるスポーツ環境の構築

スポーツ指導者は、スポーツ事故の発生をできるだけ防がなければならないことはいうまでもない。法律上も、スポーツ指導者は、参加者の生命・身体・健康等の安全に配慮し、参加者が事故に遭わず安心してスポーツができる環境を構築する義務を負う。この参加者

図1●安全確保のための6つの指針……安全指導と安全管理



が安全にプレイできる環境を構築する指導者の義務を「安全配慮義務」という。安全配慮義務は、言い換えると、事故を予見し、回避する注意義務ということとなる。

スポーツ事故を回避するためには、ルールを守ることが挙げられる。スポーツのルールには、たとえば、野球において三振で1アウト、フォアボールで出塁などのスポーツを楽しむためのルールだけでなく、打者はヘルメットを被らなければならないなどという事故防止のための「安全のルール」も定められていることを忘れてはならない。スポーツのルールを守ることが事故防止の第一歩である。

また、事故防止のためには、事故原因をヒューマン(人)・ハード(用具・施設)・ソフト(プログラム)の観点から捉え、安心できるスポーツ環境を構築する必要がある。

スポーツ事故の原因は、参加者の体調や精神状態といったヒューマン・用具や施設といったハード・練習計画などソフトの3つの視点から捉えることができる。

そこで、スポーツ事故を避けるための安心できるスポーツ環境を構築するためには、次の3つの視点から考えることが合理的である。

- 参加者の健康状態を確認する…眼の輝き、肌の色などにより健康状態に不良な様子はないか指導者が確認するだけでなく、体調を参加者自身が自己管理できるよう教育する。
- 用具・施設を安全点検する…事前に器具の正しい取扱いの指導や施設管理者からの危

険情報の入手なども大切である。

- 無理のない活動・運動のプログラム…スポーツ参加者の年齢や能力に合わせて活動計画を立てるべきである。

ただし、いつ、どこで、誰が、どのような、5W1Hでの「スポーツ環境条件」により、スポーツ事故の発生が不可避となったり、事故の回避が可能となったりする。そこで、安心できるスポーツ環境を構築するにあたっては、ハード・ソフト・ヒューマンの観点から、準備段階、試合の最中、試合の終了後といった時的条件、初心者か、体育の授業か、競技力の高い参加者の試合かなどの教育条件、職業条件も含めたスポーツの主体の条件等の要素を考慮することとなる。

① 人における安全配慮義務

スポーツを行う者は、たえず自己の健康状態に注意を向けることが大切である。スポーツを指導する際には、顔色、声音、姿勢、皮膚の状態、目の輝きなどの身体状態とともに素直さ、集中力を欠く、動揺がみられるなど心の状態についても安全配慮をしなければならない。

判例（福岡高裁平成18年12月14日判例タイムズ1241号179頁）は、高校2年生の相撲部員が練習中発生した熱中症により倒れ死亡したケースについて、生徒の体調不良をうかがわせる事情もなく、本件練習時の気候が熱中症の警戒レベルにあったとしても台風の影響で風が吹いていたこと、各所にスポーツ飲料や水を配置しいつでも飲めるようにし、現に生徒たちはこれを飲んでいて、相撲の場合は屋内でかつ小刻みに休息を取ることが可能であり、当時17歳の高校生だったことから自らの判断で休息をとり、水分補給をすることが可能であったことからすれば、熱中症を発症したことに指導者の責任はないとした。体調不良をうかがわせる事情、屋外で長時間継続的に動き続ける競技、気温・湿度による熱中症の危険度、スポーツ飲料など水分を自由に飲める環境により安全配慮義務が異なることに注意すべきである。

② 用具における安全配慮義務

ひびやへこみのあるバット、ひものつけたスパイクは危険である。スポーツに使用する用具は常に点検され、本来の性能が発揮される状態に調整しておく必要がある。指導者は用具の点検をさせ、異常がないことを確認させなければならない。

判例（名古屋地裁昭和63年12月5日判例タイムズ693号183頁）は、中学校の体育の授業中、中学生が同級生の折れた竹刀の先が目突き刺さって失明した事故について、教師が練習開始前に、生徒の使用する竹刀の点検をさせ、異常のないことを確認していたことを理由に教師の責任を否定した。本件中学校では竹刀は自ら調達保管することになっており、中学一年のときに竹刀の構造や危険性につき説明し、竹刀に異常があるときは直ちに申し出るよう日頃から指導していたこと、生徒が事故当時中学三年であったことから、初心者とはいえ、教師が竹刀の一本一本について確認する義務はないものとした。

③ 施設における安全配慮義務

全力疾走するグラウンドは不整地なままの地面であってはならない。柔道場の畳が破られたままではいけない。施設の安全管理で危険が感じられたときは、直ちに修理すべきであり、修理されないときは、その場所でのスポーツ活動は中止されるべきである。体育館の破損した危険な場所を「注意して運動しなさい」という注意指示のみでは不十分である。

判例（福岡地裁小倉支部昭和59年1月17日判例時報1122号142頁）は、高校野球部員の打球が同一のグラウンドで他のクラブ部員に当たった事故において、狭いグラウンドで複数のクラブの練習が確保されなければならないという事情はあるが、野球部の練習による打球が再三にわたり他クラブの部員に当たっていたということから、事故の発生する危険性が具体的にかつ容易に予見できたにもかかわらず、他クラブとの練習時間や練習方法の調整等事故を未然に防止

する義務を怠ったとして学校を運営する県の責任を認めた。

④ プログラムにおける安全配慮義務

スポーツ活動は、準備運動に始まり、競技練習、整理運動に終わるなど順序を追って段階的にプログラムされるべきである。また、難度の高いスポーツ技術は、参加者の能力やレベルに応じて習得されるべきである。実施時間の長短、練習のハードさ、練習の方法などのプログラムにおいても安全に配慮することが要請される。

判例（福岡高裁平成元年2月27日判例タイムズ707号225頁）は、高校のラグビー部の部員が社会人チームとの練習試合中に負傷したケースについて、高校生のラグビー部の部活指導にあたるものとしては、生徒の技能向上のみに意を用いることなく、事故防止対策として高校生チームと成年男子チームとを対戦させることはできるだけ慎み、対戦させるにあたって相手チームの技能、体力を考慮するとともに高校生の技能、体力、体調等にも注意し、両チームの技能、体力等に格段の差があるときは対戦をとりやめるか、少なくとも経験と技術が特に必要で危険なフロントローに経験の浅い者を起用しないようにして、両チームの技能、体力等の差に起因する不慮の事故が起こることのないように注意する義務を負うとして、正規のフッカーの代わりに経験の未熟なフッカーを起用したことに安全配慮義務違反を認めた。

4) ジュニア選手の障害予防

近年、スポーツにおける安全は、「外傷（＝ケガ）」と「障害（＝オーバーユース）」の2つの視点から考えられている。

これまで、スポーツ振興法（昭和36年）では、スポーツ事故（＝外傷）を防止する義務を定めていたが、平成23年に施行されたスポーツ基本法では、外傷だけでなく、障害も予防する義務があると定められている。

スポーツ障害は、オーバーユース、主に、ジュニア世代の選手に身体を酷使させることにより生じる症状のことをいう。野球肘や野

球肩、サッカーでの腰椎分離すべり症などがある。スポーツ障害は、ジュニア世代の才能や将来性をジュニアの段階でつぶしてしまうことになってしまう。

指導者としては、ジュニア時代は、選手の身体が成長期にありオーバーユースに対する耐性が低いことから、身体を酷使させてはならないということを第一にし、障害が発生しないよう正しいフォーム、適切な回数、頻度、間隔、負荷のかけ方等に注意する必要がある。

2 スポーツ事故における法的責任

1) 刑事責任と民事責任

スポーツにおいて、参加者も指導者も事故を望んでいる者はいない。しかし、スポーツはスポーツ自体に参加者の身体的危険性が内在することから、スポーツにおいて参加者がケガをするなどの事故が発生しやすい。

不幸にも、事故が発生したときに、誰がどのような法的責任を負うのか知っておくことはスポーツを指導する上で重要となる。

法的責任には、刑事責任と民事責任がある。刑事責任は、行為が犯罪に該当するとして、罰金を科せられたり、禁固刑、懲役刑を受けたりすることである。刑事責任を問われる前提として、刑事訴訟（刑事裁判）を受けることとなるが、逮捕・勾留により身柄を拘束されることもある。

スポーツにおいて発生する刑事責任の主なものは下記のとおりである。

暴行罪（刑法208条）・傷害罪（刑法204条）
…体罰やしごき

強制わいせつ罪（刑法176条）・強姦罪（刑法177条）
…セクハラ

業務上過失傷害罪（刑法211条）・業務上過失致死罪（刑法211条）
…事故によりケガあるいは死亡

民事責任は、事故によって発生した損害について損害賠償請求されることである。民事責任の追及は民事訴訟（民事裁判）により行われ、刑事手続のように逮捕されたり勾留されたりすることはない。

スポーツにおいて発生する民事責任の主なものは下記のとおりである。

不法行為責任（民法709条）…故意または過失により事故が起きた場合の被害者に対する損害賠償責任

使用者責任（民法715条）…従業員が不法行為を行った場合の雇い主の被害者に対する損害賠償責任

土地工作物責任（民法717条）…スポーツ施設の欠陥により事故が起きた場合の損害賠償責任

国家賠償責任（国家賠償法）…不法行為を行った者が公務員である場合の国や地方公共団体の損害賠償責任

債務不履行責任（民法415条）…加害者と被害者が契約関係にある場合の加害者の損害賠償責任

以上のことから、スポーツ事故において、スポーツ指導者が法的責任を負うとすれば、刑事責任では、業務上過失致死罪、業務上過失傷害罪、民事責任では不法行為責任ということとなる。

2) 指導者の法的責任

指導者がスポーツ事故において法的責任を問われる際には、過去の判例においては民事責任が多く、不法行為責任が成立するかどうかの問題となっている。スポーツ事故において刑事責任である業務上過失傷害罪、業務上過失致死罪が成立するか否かは、過失を要件とすることから不法行為成立とおおよそ同様と考えることができる。

指導者に不法行為責任が成立するには、事故に対する故意又は過失が必要となる。故意は、意図的に、あるいはわざとという意味であるが、わざと事故を起こそうとする指導者はいないことから、不法行為責任の成立の際には、過失の有無が争点となる。

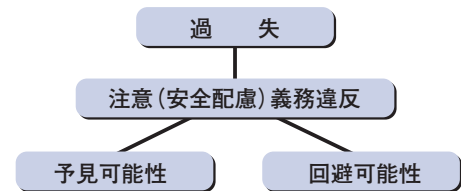
過失は、事故が予見でき、回避することができたのに、予見できず、あるいは回避できなかったという注意義務違反がある場合をいう。スポーツ活動において、参加者の生命・身体・健康などの安全に配慮し、スポーツ事故を予見し、回避する注意義務を「安全配慮

義務」という。

したがって、指導者に不法行為が成立するか否かが争われる際には、安全配慮義務が尽くされたかどうか争われることとなる。指導者は、常日頃の指導にあたり安全配慮義務を尽くすことが重要となる。

では、指導者がどのような注意をしていれば安全配慮義務を尽くしたこととなり、どのような場合が安全配慮義務違反となるのか、これらはスポーツ競技によっても、参加者の力量・能力、施設や環境によっても異なることから、個々のケースで具体的に判断されるもので一概に説明することはできない。

そこで、具体的なケースでどのような場合に安全配慮義務を尽くしたか、どのような場合に安全配慮義務違反となるのか、裁判で争われたケースに基づき学ぶ必要がある（前述の人・用具・施設・プログラムの安全配慮義務判例、後記スポーツ事故判例参照）。



3) 過失（安全配慮義務違反）と不可抗力

指導者の不法行為責任の要件である過失は事故が予見でき、回避できたにもかかわらず、事故を防げなかったという安全配慮義務違反である。そこで、指導者が事故の発生を予見できなかった場合には、安全配慮義務違反とはならない。事故を予見できなかった場合を「不可抗力」という。

不可抗力は、通常では予想できない事象が原因であるから、水泳訓練中の海流の異常、突然の暴風雨により施設が壊れたなどの自然現象や、個人の特異体質、部外者がいきなり加害行為をしてきたなど第三者の行為が原因の事故に認められることがある。

ただし、自然現象が原因であっても自然現象が原因で事故が起きると予想ができた場合には、安全配慮義務違反が認められ、過失が認められるので注意が必要である。

判例（長野地裁平成7年11月21日判例時報1585号78頁）は、県の実施した登山等の研修を実施する山岳総合センターでの雪上歩行訓練中に、研修に参加した若い教師が雪崩に巻き込まれて死亡した事故について、雪崩関連の文献では雪崩の予知が困難であることを前提としながらも、雪崩回避のためにその発生の危険性を示す種々の客観的条件や判断方法が指摘されているのであるから、講師は事前に訓練実施場所の地形、積雪状況や現場付近の天候等について十分調査し検討することにより雪崩発生の危険性を判断して回避することが相当程度可能であった上に、本件では雪崩注意報が出されていたことなどから、雪崩は予想できない不可抗力によるものだという主張を否定した。

4) 過失（安全配慮義務違反）と ルールの遵守

スポーツには多かれ少なかれ危険が伴う。特にボクシングや柔道、レスリングなどの格技においては、相手に攻撃を加えるスポーツであり、事故の発生する可能性が高いことが予見できる。では、スポーツで事故が起きた場合すべてにおいて安全配慮義務違反が認められるかというところではない。すべての事故について安全配慮義務違反が認められればスポーツそのものが成り立たなくなってしまう。

格技に限らず、スポーツにおいて、ルールに従って競技を行っている限り、安全配慮義務を尽くしたこととなる。これは、スポーツに参加する参加者がスポーツはある程度危険であることを認識しており、ルールに従った行為である限り、損害が発生してもやむを得ないとされているからである。これを「被害者の承諾」あるいは「危険の引き受け」などという。

判例（大分地裁昭和60年5月13日判例時報1184号102頁）は、体育の授業でのサッカー中に小学5年生の生徒が他の生徒の蹴ったボールが左目に当たって失明したケースで、サッカーゲームは相手ゴールに向けてボールを蹴ることがゲームの基本的な事柄であるから、ボ

ールを蹴返すことも絶えず反復されるプレイであり、この場合ボールコントロールが悪く、そこに駆け寄った相手方にボールが当たることもよく起こりやすい事態であるが、この程度の危険があるからといってボールを蹴返すことを禁じるとすればサッカーゲームは成り立たないとして、教師の過失を否定した。

5) 過失相殺（かしつそうさい）

過失相殺とは、被害者側に落ち度（過失）があったときに、これを考慮して損害賠償額を減額する制度のことをいう。被害者側に落ち度があったときには、損害賠償額の算定にあたり、これを考慮して減額することが公平だからである。被害者が未成年の場合、その両親の過失も被害者側の過失として考慮されることもある。

判例（神戸地裁尼崎支部平成11年3月31日判例タイムズ1011号229頁）は、高校の野球部員がフリーバッティングの練習中に使用していた防球ネットに損傷個所があったため打球を受けて負傷した事故につき、指導教諭は自ら防球ネットに損傷がないか確認するか、あるいは絶えず部員に確認し損傷がある場合は必要な補修をするよう指導すべきであったけれどもこれを怠ったことから過失を認めたが、防球ネットに損傷個所があることを認識していながら危険はないと思い使用し続けた部員にも過失があるとして5割の過失相殺をした。

6) 免責同意書

これまでに述べたとおり、スポーツにおいては事故の危険が内在している。万一、事故が起きたときの責任を回避しようとして利用されているのが、免責同意書である。

免責同意書とは、スポーツ活動に参加するにあたり、あるいは、スポーツ施設を利用するにあたり、事故による責任は問わない旨が記載された書面のことである。

事故による責任は問わないと予め承して、スポーツに参加したり、スポーツ施設を利用したりしているのだから、これによりスポーツ関係者が事故の責任を問われないと考えるのであろう。

しかし、人間の生命・身体のような重大な

権利に関し、予め一切の責任追求を放棄することは、責任を免責される側にあまりにも一方的に有利なものであるから、公序良俗（民法90条）に違反し、無効とされている。従って、免責同意書により事故の責任を回避しようとしても無駄ということになる。

判例は（東京地裁平成13年2月13日判例タイムズ1074号219頁）は、未経験者を対象とするスキューバダイビングの講習の際に講習会の練習海域に移動する途中で溺れ、重度の障害を受けた事故において、人間の生命・身体のような極めて重大な法益に関し、免責同意者が被免責者に対する一切の責任追求を予め放棄するという内容の前記免責条項は、被免責者に一方的に有利なもので、社会通念上もその合理性を認めがたいとして、公序良俗に反し無効であるとした。

3 スポーツ事故判例

① 上方のスキーヤーに前方注視義務違反が認められたスキーヤー同士の衝突事故（最高裁平成7年3月10日判例時報1526号99頁）

スキー場で上方から滑降してきたスキーヤーが下方を滑降していたスキーヤーに衝突し、下方を滑降していたスキーヤーが骨折等の傷害を負ったというケースである。

一審二審は、スキーの滑走は危険を包含するものであるから、スキーの滑走がスキーのルールやマナー、スキー場の規則に違反しないのであれば、過失はないとした。

しかし、最高裁判所は、スキー場において上方から滑降する者は、前方を注視し、下方を滑降している者の動静に注意して、その者との接触ないし衝突を回避することができるように速度および進路を選択して滑走すべき注意義務を負うとし、これを怠った上方のスキーヤーに過失を認めた。

ルールやマナーを守っていれば安全配慮義務違反とはならず、過失はないのが原則であるところ、最高裁は、前方を注視し下方を滑降するスキーヤーとの衝突を回避することはスキーのルールに明文化されてい

ないとしても基本的なルールであり、これに反していると判断したものと考えられる。

② 落雷を予見することが可能だとされたサッカー試合中の落雷事故（最高裁平成18年3月13日判例タイムズ1208号85頁）

高校の生徒が課外クラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により両下肢機能全廃などの重大な後遺症が残ったケースである。落雷が一般的には天災として予測が困難と考えられることから、予見が可能か争われた。

一審、二審は、落雷事故は予見できないとして、指導教諭の安全配慮義務違反を否定した。

最高裁は、毎年5件は発生し3人は死亡していること、事故当時（平成8年）の文献には、運動場において雷鳴が聞こえるときには遠くても直ちに屋内に避難すべきであるとの趣旨の記載が多く存在していること、本件試合の開始直前ころには黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていたことなどからすれば、教諭は落雷事故の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったとして、予見すべき注意義務を怠ったと判断した。

③ 練習中の頭部打撲後体調不良が悪化していることから死亡に類する重大な結果を生じる事態を予見可能だったとされた柔道練習中の事故（東京高裁平成21年12月17日判例時報2097号37頁）

県立高校の一年生が柔道部の合宿中、投げられた後頭痛が続いて練習を休んでいたが、指導教諭に勧められ参加した立ち技乱取り練習中に投げられて植物状態となったケースである。

一審は、教諭が頭痛で練習を休んでいたことについて知らず、知らなかったとしても生徒の健康状態把握義務に違反しないとして、過失を認めなかった。

これに対し、高裁判決は、頭部を打撲したこと及びその後頭痛と悪心（おしん）を訴え、嘔吐までしたのであるから、生徒

が上記打撲により、頭蓋内に軽度の急性硬膜下血腫等の病変が生じている可能性を認識することが可能であったといえ、これによる死亡に類する重大な結果が生じるといふ事態を予見することが可能であったといふべきであるから、これを防止するため、直ちに練習をやめさせて医師の診察を受けさせるなどとともに以後の合宿の練習への参加を取りやめさせるべきであったといふべきであるにもかかわらず、これらをしなかつたとして教諭の過失を認めた。

④ 優れた選手に対してもそれに応じた練習の危険性について指導監督する義務があるとされた体操練習中の事故（横浜地裁平成9年3月31日判例時報1631号109頁）

県立高校の体操部員が難度の高い跳馬の練習中に頭部を強打して受傷したケースである。被害者は中学時代相模原市、神奈川県北ブロック等の大会で入賞したくらいの選手で、昭和62年当時C難度とされている前転飛び前方抱え込み宙返りを練習していた。

被害者である選手が比較的優れた技量を持ち、心身の発育の進んだ高校生であって、課外のクラブ活動においては生徒の自主性が重んじられるべきことから、指導教諭がどの程度関与すべきか争われた。

裁判所は、前記高校生の課外活動であって、優れた技量を持っていたとしても、生徒が試みる技が高度であれば高度なものであるほど大事故につながる危険性を伴うものであるから、生徒の一般的な技量だけではなく、生徒の当該技の習熟度を考慮してこれに伴う危険性を生徒に周知徹底させるなど事故防止のための適切な指導、監督する義務を負うとして、日ごろ当該生徒の練習に立ち合いをせず、習熟度を把握せず、習熟度を把握したうえで技を行う際にどこが不十分でどこが危険かを具体的に指導しなかつたことについて、安全指導を怠った過失があるとした。

⑤ 2分以内に救助活動を行ったことなどから安全配慮義務違反がないとされた水泳

授業中の死亡事故（札幌高裁平成13年1月16日判例タイムズ1094号231頁）

公立高校の水泳の授業中に高校生が溺れて死亡した事案である。

高校生の両親は、学校に生徒の能力を把握しこれに見合った指導をする義務の違反、適切な監視体制、救助体制を取る義務の違反などを主張した。

これに対し、裁判所は、水泳の授業において、水泳の不得意な者を個別に指導し、生徒も息継ぎはうまくなかったが25メートルを泳ぐことができたこと、1分以内に発見され2分以内に人工呼吸を行っており、救命活動も適切であったことなどを理由に安全配慮義務違反はないと判断した。

⑥ 最上位クラスの練習生には練習中の待機位置を自己の判断で決めることを期待してよいとされたテニス教室での事故（横浜地裁平成10年2月25日判例タイムズ992号147頁）

テニス教室での練習中、練習生の打ったボールがコート脇で待機していた別の練習生の顔面（右眼球）に当たり負傷したというケースである。コーチが安全な場所で待機するよう指示すべきであったのにボールが飛来する可能性が高いベンチで待機するよう指示したかなどが争われた。

裁判所は、本件練習生が初心者や学童などでなく一定のキャリア技量を有する最上位のレベルのクラスに属していたことから、本件練習メニューが当日初めて行われたものではなく、練習生自身も練習内容について十分認識しており、プレイの順番を待つ練習生が待機する位置については自己の判断と責任において決めるべきであって、コーチは待機中の待機位置については各練習生が適切に対処することを期待してよく事細かな指示を与えるべき注意義務はないとした。

なお、コーチがボールの飛来する可能性が高いベンチで待機するよう指示したことはないと判断された。

⑦ 防護柵等を設けなくても安全配慮義務に

違反しないとされたレクリエーションとしてのバレーボール大会での事故（宮崎地裁平成4年9月28日判例時報1448号162頁）

昼休みに行われた職員のレクリエーションとしてのバレーボール大会で、補欠選手としてコートサイドで待機、観戦していた職員が、コート外にボールを追ってきた選手に衝突し、鼻骨骨折等の傷害を負ったケースである。

バレーボール協会のルールに従い観戦者をサイドラインから5メートル以上離れた位置で観戦させるか、防護設備を設けるなどの安全配慮義務があるかどうかで争われた。

裁判所は、バレーボールは選手がボールを追ってコートの外に出る可能性はあるが、他の同種の競技に比べて特に高度に危険とはいえ、本件試合がレクリエーションとしての試合であって比較的年齢の高い者又は女性が含まれる予定であったことを考えると特にその危険は少ないこと、観戦者は県庁職員であって幼児や子供でなかったこと、特に被害者は単なる観戦者でなく、選手の一員であり、運動堪能であったことからすれば、試合中に選手がコート外に飛び出して来ても通常の注意を払っていれば容易に避け得たとして、5メートル以上離れて観戦させず、防護柵を設けなくても安全配慮義務違反とはならないと判断した。

バレーボール協会の基準は、参考にはなるが安全配慮義務を決定づけるものではないとしている。

⑧ 事前調査、安全対策、救助活動等に不備はなかったとされた小学生の遠足登山中の転落死亡事故（東京高裁昭和63年8月18日判例地方自治63号42頁）

小学年生の生徒が遠足登山の際に谷に転落して死亡したケースである。

小学生の両親は、教職員には、事前調査、安全対策、安全教育の懈怠、引率方法の不備、救助活動の遅滞等安全配慮義務に違反する過失があると主張した。

これに対し、裁判所は、本件登山道は、

一般的に安全手軽な登山道といわれ、毎年小中学校の遠足コースや家族連れの登山コースとして利用されているものであって、これまで小学校等の遠足転落事故等は1件もないことから、下見をしなくても過失はない。引率教員5人中3人が同登山の経験があることから引率教員選定に不備もなく、事前に登山方法、登山道において転んだり、転落しないための具体的な禁止行為や遵守事項の指導がなされていることから安全教育もなされ、その他救助が遅滞した等の事情もないことから、安全配慮義務に違反した過失はないとした。

安全配慮義務の要素の義務の程度

安全配慮義務		
初心者	>	上級者
子ども	>	社会人
競技	>	レクリエーション
基本	<	高度な技
天候良	<	天候悪

【参考文献】

- 1) 千葉正士：スポーツ法学入門，体育施設出版
- 2) 伊藤 堯：スポーツの法律相談，青林書院

2 スポーツと人権

フェアプレイとその精神は、人格形成における価値を有し、ルールの遵守は法との関連性においても重要性を有している。スポーツ基本法は、スポーツに関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務とスポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めている。指導の名を借りた体罰やセクシュアル・ハラスメントを、いかに根絶していくかが、スポーツにかかわるすべての者の重要課題である。

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁規則、ドーピング紛争に関する仲裁規則、特定仲裁合意に基づく仲裁規則を有し、中立・公正かつ迅速にスポーツに関する紛争を解決する仕組みを提供している。

1 スポーツ倫理と基本的人権

1) スポーツ倫理

① フェアプレイとその精神

スポーツの世界にはフェアプレイとその精神がある。行動としてのフェアプレイは、ルールの遵守、審判や対戦相手の尊重、全力を尽くすなど、行動に表れるフェアプレイであり、フェアプレイの精神とは、そのように行動すべきと判断できる本質的かつ根源的理念である。

「ヨーロッパ・スポーツ倫理綱領—フェアプレイ—勝利への道—」においても、同様にフェアプレイを次のように定義している。「フェアプレイは、ルールの範囲内でプレイすること以上のものとして定義される。すなわち友情、他者への尊厳、終始正しく振舞う精神といった概念をも包含している。したがって、ひとつの思考様式 (a way of thinking) として定義される。フェアプレイは、不正、ルール違反まがいの行為、ドーピング、暴力 (身体的および言葉による) の行使、機会の不平等、行過ぎた商業主義化と腐敗を排除する問題を含んでいる。」

スポーツ競技のルールにおいても、プレイヤーの行為を審判がただちに違反か否かを判定し、公平かつ生き生きとしたゲームをつくるための基準であると同時に、挨拶やマナーといった道徳・精神的規律をも内包している。フェアプレイとその精神を養うことで、スポーツが「他者を尊重しこれ

と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすもの」(スポーツ基本法前文) となり、「体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼし」、「国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる」(同基本法2条2項) ことを可能とする。

② ルールの遵守

スポーツにはルールが存在する。ルールの性質には、競技として成立させるためのルール、安全確保のためのルール、道徳・精神的規律としてのルールがある。1つのルールが複数の性質を兼ねていることも多い。いずれもそのルールを遵守することがスポーツをスポーツとして成立させるための必須の要件である。

また、スポーツの実施により他人の身体を害する結果を発生させた場合であっても、フェアプレイの精神の下でルールが遵守されていた場合には、その違法性が阻却される可能性がある。この意味でルールの遵守は法律との接点を有する (この点は③で述べる)。

したがって、指導者には、競技者に対して、ルールが持つ性質と役割を含めて教えること、およびルールを遵守させるために適切な指導をすることが非常に重要な役割として求められる。

競技への参加者すべてに、ルールを遵守するという自覚を確立させ、実施させるこ

とが安全対策の第一歩であり、ひいては事故防止につながる。特に、安全確保のために置かれているルールについては、十分に指導する必要がある。但し、競技として成立させるためのルールについても、そのルールを遵守させることが競技者全員に互いの行為の予測可能性を与える点で安全確保の役割を持つことになることを忘れてはならない。

指導理念として「ルールを守って、全力を尽くす」ことを主眼にするのか、それとも勝利至上主義を掲げるのかは、事故に対する責任の有無を左右するだけでなく、スポーツをする者の人格形成、人間性にも大きな影響を与えることを銘記すべきである。

③ スポーツ倫理と法の関係（違法性阻却）

スポーツは、運動競技その他の身体活動であることから、徹底した安全対策によっても事故の発生をゼロにすることはできない。もっともスポーツ事故において負傷した者と負傷させた者が存在する場合、常に負傷させた者が負傷した者に対して法的責任を負う訳ではない。

競技ルールにしたがったスポーツ活動であったことを正当な業務の執行によるものとして（正当業務行為）、あるいはスポーツに参加する者はそのリスクを引き受けるべきであるとして（危険の引受）、違法性が阻却される場合がある（実際の判断では過失判断において処理がされているとみる余地はある）。ここで重視されているのが、フェアプレイであり、特に競技ルールにしたがった行為であったか否かである。もっとも、ルールに違反しない行為であっても、その行為による損害発生が予見可能である場合には、違法性を問われる可能性があることに注意を要する。なお、スポーツにおいて、被害者の承諾による違法性阻却が指摘されることもあるが、身体侵害に対する適否については議論がある。

2) 基本的人権等

① スポーツ基本法

スポーツ振興法が全面改正されて、2011

年6月17日に成立したスポーツ基本法が同年8月24日に施行された。スポーツ基本法は、前文において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と位置づけ、基本理念を定めた2条1項でも「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」と定め、初めて実定法上の権利性を基礎づけた。この規定内容からは「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と定める憲法13条の幸福追求権と関連を有するものと解することができよう。

同時に、基本法が「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」（前文）ととらえていることからすれば、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると定めた憲法25条とも関連を有する性質を持っていると解することができる。

また「スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。」（前文）との認識は、人格形成における教育を受ける権利（憲法26条1項）を実現する側面も意識されているといえよう。

もっとも、どこまで具体的権利性を有するのかについては議論があり、判例等の集積が待たれるところである。

スポーツ基本法の概要は次のとおりである。

第1章（総則）では、スポーツ基本法の目的（スポーツに関する施策を総合的かつ計

画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与)、スポーツに関する8つの基本理念¹、国や地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等について定めている。

第2章(スポーツ基本計画等)では、文部科学大臣に、スポーツの推進に関する基本的な計画の策定を義務づけるなどし、第3章(基本的施策)では、国及び地方公共団体に対して、指導者等の育成等、スポーツ施設の整備等とスポーツ事故の防止と国に対して紛争の迅速解決と科学研究の推進等の施策等を義務(努力義務)づけるなどした。

第4章では、スポーツの推進に係る体制の整備について定め、第5章では、国の補助等について定めている。

② 暴力・体罰の禁止

体罰とは、身体的苦痛を与える罰をいう。殴る、蹴るなどの直接的な行為だけでなく、長時間の正座や裸でのランニングなど義務のないことを行わせることなどを含むものである。

スポーツ界では、残念なことに体罰が日本の伝統であるかのような風潮があり、柔道女子代表選手への体罰の例にみるように「指導」の大義名分の下に安易に体罰が用いられている。また選手の側でも、それを受け入れなければスターティングメンバーから外される等の報復や不利益を受けることを恐れ、体罰を受忍してきた実態もある。しかし、体罰が日本の伝統であるとの認識は全くの誤りであり、指導者がその指導力不足や指導法の不勉強をごまかす手段でしかないというべきである。体罰を受けた者の体や心の傷の深さは計り知れず、その影響は成長過程にある者ほど大きいといえる。大阪市立桜宮高校2年の男子生徒(17歳)が体罰を受けた後に自殺した例などにあるように、悲惨な結果を招く恐れさえある。そのような体罰を正当化する余地はなく、厳禁であることは明白である。

① 体罰に関する諸規定等

指導者が体罰を行い、それによって傷害が生じたときには傷害罪(刑法204条)、傷害するに至らなかった場合には暴行罪(刑法208条)、また身体を傷害した結果、死亡に至れば傷害致死罪(刑法205条)あるいは業務上過失致死罪(刑法211条1項)が成立する場合がある。なお、暴行罪(刑法208条)にいう暴行とは、人の身体に対する直接または間接の不法な有形力の行使をいうから、身体への接触を伴わない間接暴行によっても暴行罪が成立する。脅迫罪(刑法222条)、強要罪(刑法223条)や監禁罪(刑法220条)などが成立する可能性もある。

民事上も、体罰を受けた者に損害が生じたときは、指導者やその使用者に損害賠償責任が発生する(民法709条、同法715条、同法415条、国賠法1条1項)。

特に学校教育においては、学校教育法第11条が「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定めている。

また、とりわけ児童については児童虐待の防止等に関する法律第3条が「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と定め、虐待の意義について、保護者が、監護する児童(18歳に満たない者)に対して「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」(2条1号)、「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」(2条4号)と定めている。

他方で、民法822条は「親権を行う者は、第二百二十条の規定による監護及び教育に

1 スポーツ基本法の基本理念(基本理念)

第2条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じた必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピ

ック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」と定めており、上記の学校教育法第11条も懲戒を加えることはできるとしている。このしつけの一環としての懲戒と、体罰との境界がどこにあるのかについては、判断が微妙なケースがあるが、当該児童の年齢・健康・場所的及び時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を判断すべきと考えられる。

② スポーツ指導者による体罰の違法性

上記のような体罰は違法であって、その違法性は被害者の承諾等によって阻却されることはない。未成年者を指導する場合に、スポーツ指導契約の合意の一内容として、保護者たる法定代理人親権者父母から、スポーツ指導に必要な範囲で児童を懲戒することの承諾・同意を得ていれば懲戒することは許されるが、この場合でも体罰は許されない。体罰に及んだ場合、それは同意を得ている懲戒権の範囲を超えており、かつ正当業務行為などとして違法性阻却を考慮することは困難である。その結果、被害の程度に応じて民事上の損害賠償責任を負うことはもちろん、上述のように刑事上の責任(暴行罪、傷害罪、業務上過失致死罪、監禁罪、強要罪など)に問われる可能性がある。体罰においては、愛情をもって行ったことや指導の一環といった事情を考慮する余地はない。

民事上の損害賠償についても、同様に免責事由を考える余地はない。

③ 裁判例

裁判例は体罰に関しては、基本的に厳しい判断を下してきているが、体罰に該当するかどうかの判断に関するウの最高裁判決が出されたことから、今後の動向には注意を要する。

ア 福岡高裁平成8年6月25日判決

(判例タイムズ921号297頁)

私立大学附属女子高校において、生徒が必要なく教室にいたため教諭が教室から出そうとした際に、スカート丈が校則違反となっていることに気づき、これを注意した

ところ、口答えをしたことから、生徒の肩部付近を2回連続して力を込めて突き、更に右側頭部付近を突き上げるなどの暴行を加えたことによって生徒を傍らのコンクリート柱等に激突させ、その結果生徒を死亡させた事件で、判決は、傷害致死罪により懲役2年の有罪判決を下した。

判示は「生徒が反抗的態度を取ったからといって、教師が感情的になって暴行を振るうことは厳に戒められるべきことである。」と体罰禁止を強調している。

イ 鹿児島地裁平成24年1月12日判決

高校サッカー部の寮監が、1年生キャプテンに対して、他の1年生部員の数名が寮に帰らず寄り道をしたことを理由に腹や胸のあたりを5～6回蹴りつけ、またノートを提出せず顔を洗わず朝食会場に来た1年生がいるということで他の生徒の代表と称して1年生キャプテンの顔を濡れタオルで数回はたき、練習の際にミスをしたことからグラウンドから出るように命じたが、これに応じないと外へ連れ出し、お菓子を投げつけ、下半身を10回以上蹴り続けた各行為について、裁判所は、体罰に該当し、故意による不法行為であるとして、165万円の損害賠償を認めた。

ウ 最高裁平成21年4月28日第3小法廷判決 (判例タイムズ1299号124頁)

公立小学校の教員が、悪ふざけをした2年生の男子を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った行為は、男子が、休み時間に、通り掛かった女子数人を蹴った上、これに注意した上記教員のでん部付近を2回にわたって蹴って逃げ出したことから、このような悪ふざけをしないように指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として肉体的苦痛を与えるために行われたものではないなど判示の事情の下においては、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条但書という体

罰に該当せず、国家賠償法上違法とはいえないと判示した。

本判決は、事例判断であって、一般的にこの程度までは体罰ではないとした裁判例ではないと解される。荒れる学校の現状を踏まえた今後の裁判例の動向には注意を要するが、この裁判例が一般的に体罰に該当しない範囲を拡大したとは考えるべきではない。

③ セクシュアル・ハラスメント

① モラルの欠如と法的責任

スポーツ界においても問題視されているのが、セクシュアル・ハラスメントといわれる男性スポーツ指導者による女子選手や女性指導者への性的モラルの欠如である。セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にさせる性的な言動により、スポーツに携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいうと定義される。

セクシュアル・ハラスメントは、その行為態様によって、刑法上の強姦罪（刑法177条）、強制わいせつ罪（刑法176条）等に該当する。民事上は、性的自由ないし性的自己決定権等の人格権を侵害するものとして違法となり不法行為に該当し（最判平成11年7月16日労働判例767号14頁、（原審）名古屋高判平成8年10月30日判例タイムズ950号193頁）、損害賠償請求権を発生させる。例えば、個人の指導者がセクシュアル・ハラスメントを行った場合には、その指導者には不法行為責任（民法709条）が発生する。企業等が雇用している指導者がセクシュアル・ハラスメントを行った場合には、その指導者だけでなく、企業等にも不法行為責任（民法715条、使用者責任）が発生する。その企業等と被害者との間にも雇用契約があった場合には、企業等に債務不履行責任（民法415条）による損害賠償責任が発生する。

スポーツ指導においては、身体的接触が生じやすく、厳しい上下関係とレギュラーや試合への代表選考などの選手活動への実権を握っていることなどから、セクシ

アル・ハラスメントが行われるバックグラウンドがあるといえる。セクシュアル・ハラスメントは、その被害を受けた者への影響だけでなく、団体スポーツであれば、そこでのスポーツ環境全体が不快なものとなるため、チームとしての能力の発揮に重大な悪影響が生じる。個人競技、団体競技を問わず、選手がスポーツをする上で看過できない支障も生じる。

セクシュアル・ハラスメントは、上記のように違法であって、容認する余地はないが、セクシュアル・ハラスメントが、スポーツ指導者が行うマッサージやゴール後の抱擁など微妙な場合があること、基本的に密室あるいは他人の目のない場所で行われるため被害事実の立証が困難である場合があること、被害者も加害者からの更なる不利益を避けたいと考えて秘匿しがちであること、また公になること自体で二次被害を生じかねないため問題を顕在化させることを避ける傾向があることなどの特殊性が、問題の発見とその解決を困難にしている。そのため、いかに予防するのが極めて重要となる。

公益財団法人日本体育協会は、「倫理に関するガイドライン」を制定しており、その中でセクシュアル・ハラスメントの防止について、次のように定めている。

「当該団体の役・職員、監督、コーチ等現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた

場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示をすること。

(注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。)

さらに、ガイドラインに基づき、セクシュアル・ハラスメントの予防対策の例を示して、整備を図ることとしている。予防対策例では、方針明確化のための方法（方針については、諸規則等に明確に規定する。）、意識改革・啓発のための方法（各種大会・行事等の参加者等への指導徹底、研修会の実施、ビデオ・パンフレット・手引き等の作成、機関誌への掲載、アンケートの実施等による意識啓発活動を行う。）、相談・苦情窓口の設置のための方法（相談窓口や相談電話等の設置、専門担当者の配置、組織外の専門機関への委託等による対応窓口を設置する。また、その設置についての周知徹底をパンフレット等により図る。）、事後の対応方法（役・職員人事担当、相談窓口、苦情処理委員会、顧問弁護士、カウンセラー等による事後の対応を図る。）が示されている。

② 裁判例

セクシュアル・ハラスメントに関する裁判例を紹介する。もっとも、公開されている裁判例では加害者の責任が否定されたものもあるが、立証の問題から、セクシュアル・ハラスメント行為の存在や違法性が認められないとされたに過ぎないケースがあることには注意を要する。

ア 大阪地裁平成20年5月20日判決

大阪市が設置する中学校の剣道部顧問教諭が、個別指導として施錠した詰所内で、生徒に対し、教諭を信用して心を開いていることがいちいち言われなくても分かるという趣旨の指導をした後、服を脱ぐよう指示し、下着姿になるまで服を脱がせ、抱きしめるなどしたセクハラ行為や体罰を理由に、大阪市に賠償責任を認めた。

イ 宮崎地裁平成22年2月5日判決

(判例タイムズ1339号97頁)

公立中学校の教員が陸上競技部女子生徒にセクハラをしたことにより懲戒免職処分になったことに対して、その取消を求めた事案で、裁判所は、女子生徒にキスをした行為（3回）などの事実を認め、懲戒免職処分を相当として取消を認めなかった。

3) スポーツ仲裁

2000年5月、シドニーオリンピックの代表選手に選ばれなかった競泳女子自由形の千葉すず選手が、国際オリンピック委員会（IOC）の設立したスポーツ仲裁裁判所（CAS、本部スイス・ローザンヌ）に提訴し、訴訟や民事調停と異なる「仲裁」という法律用語がマスコミを賑わしたことから、その存在が注目されるようになった。ここでは、日本スポーツ仲裁機構の概要を紹介する。

① 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の意義

一般の紛争解決のための制度としては裁判があるが、裁判所で争うことができるのは「法律上の争訟」（裁判所法3条）に限られる。上記のスポーツ事故による損害賠償請求事件については、損害賠償義務の成否が問題となるため法律上の争訟に該当し、裁判所に対して提訴することができる。ところが、競技団体のなした決定について、その取消を求める等の紛争については、法律を適用して判断する争いではないので、裁判所において解決することができない。

そこで、裁判所とは別に、中立・公平かつ迅速に紛争を解決する仕組みとして「スポーツ仲裁」があり、その運営をするために設立されたのが一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（The Japan Sports Arbitration Agency：JSAA）である。

② JSAAの活動

JSAAの活動は、①仲裁業務、②調停業務、③スポーツ法啓発業務である。

③ JSAAの行う仲裁業務

JSAAは仲裁業務に関しては、3種の仲裁規則を定めている。

- A スポーツ仲裁規則：一定の競技団体の決定を競技者等が争う紛争を対象とする。
 B ドーピング紛争事件に関する仲裁規則：ドーピング紛争事件を対象とする。
 C 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則：スポーツ紛争一般を対象とする。

Aのスポーツ仲裁は、次の場合に行われる。

スポーツ競技又はその運営に関して、競技団体又はその機関が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について、競技者等が申立人として、競技団体を被申立人としてその決定の取消等を求める場合である（ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則によるべき仲裁申立を除く。）。競技団体とは、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、各都道府県体育協会、およびこれらの団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体をいう。

Bのドーピング紛争事件に関する仲裁は、次の場合に行われ、日本ドーピング防止規律パネルの判断に対する上訴審の役割を果たすものである。

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency：JADA）が定める日本ドーピング防止規程（Version 2.0）は、各競技団体によって受諾されている。違反者に対しては、日本ドーピング防止規律パネルは競技大会における成績の失効（10.1）、資格停止（10.2）、チームスポーツの場合には当該チームに対しても適切な制裁措置（11.2）、国内競技連盟には資金援助等の停止等の制裁措置を課す。

これに対する不服申立手段のうち「国際競技大会における競技会で発生した事件又は国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、スポーツ仲裁裁判所（CAS）の適用のある関連規定に従ってCASにのみ不服申立てをすることができる」（13.2.1）。

また「JADAにより定められる国内水準の競技者であって、第13.2.1項に基づいて不服

申立てをする権利を有さない者が関与した事件の場合には、当該決定は、日本スポーツ仲裁機構に不服申立てをすることができる」（13.2.2）

この後者の日本スポーツ仲裁機構への不服申立手続が、ドーピング紛争事件に関する仲裁規則に基づく仲裁手続である。

Cの特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁は、申立人及び被申立人の制限は定められていない。

【参考文献】

- 1) 日本スポーツ法学会編『詳解 スポーツ基本法』成文堂、2011年

